

# 現 場 説 明 書

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施に係る  
壺屋こども園改修工事

令和7年8月

那覇市 こどもみらい部 こども教育保育課

## I. 現場説明書

別紙1	質問書
別紙2	数量質問書
別紙3	誓約書兼同意書（元請負者用）

## II. 図面

- 1 工事名 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)実施に係る壺屋こども園改修工事
- 2 工事場所 那覇市牧志3丁目14-12
- 3 工事概要 こども誰でも通園制度実施にあたり、こども園を乳児に対応するため施設の一部を改修工事を行う。  
用 途：児童福祉施設等  
改修部分：壺屋こども園 トイレ  
構 造：鉄筋コンクリート造
- 4 工 期 着手の日から令和7年11月30日
- 5 質疑回答 本工事の内容についての質疑は、質問書によりこれを行うものとする。質疑事項がある場合は、設計図書の図面番号等の具体的な位置及び内容を明記し質疑するものとする。  
なお、質問受付期限及び回答については公告に示す期間による。回答は本市ホームページに掲載し、質疑がなかった場合はその旨掲載する。
- 6 一般事項
  - 1) 本現場説明書、工事請負契約書、特記仕様書及び設計図書(以下「設計図書等」という。)に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(建築工事編/電気設備工事編/機械設備工事編)」・「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編/電気設備工事編/機械設備工事編)」それに基づく監理指針である「建築工事監理指針」・「建築改修工事監理指針」、「機械設備工事監理指針」・「機械設備改修工事監理指針」、「電気設備工事監理指針」・「電気設備改修工事監理指針」、「建築工事安全施工技術指針」、「建設工事公衆災害防止対策要綱(建築工事編)」、「建設副産物適正処理推進要綱」(いずれも最新版)による。
  - 2) 本工事では、関係法令を遵守の上、災害又は公害の防止に努めるものとする。
  - 3) 本工事において「監督員」とは、那覇市こども教育保育課をいう。
  - 4) 現場要員 現場には次の要員を置くものとする。
    - a) 現場代理人 受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係があり、現場に常駐とすること。なお、現場代理人は、以下の主任技術者等を兼ねることができる。

- b) 主任技術者 主任技術者に以下のいずれかの資格を有する者がいること。
  - ア 1級管工事施工管理技士
  - イ 2級管工事施工管理技士
- c) 専門技術者 設計図書等を熟知し、工事の管理指導ができる者。
- d) 作業主任者 労働安全衛生法その他関係法令による。
- e) 安全衛生者 労働安全衛生法その他関係法令に基づく規模・体制などにより、適正に配置すること。

※ 上記技術者は事前に監督員の承諾を得て、現場の工事技術、施工図、工事管理、安全衛生、工程管理等に十分対応できるよう万全な体制をとること。

※ a)、b)及びc)（専門技術者を元請け業者から選任する場合に限る）は、受注者との間に直接的かつ恒常的な雇用関係（開札日以前に3ヶ月以上の期間）を有する者でなければならない。なお、これらの者は、資格者証及び健康保険被保険者証の写しを監督員に提出するものとする。

- 5) 本工事の施工にあたっては、設計図書、監督員の指示に従って施工を行うものとする。本工事について質疑・要望等がある場合は、書面にて行うこととする。工事施工上、当然必要と認められる変更等については、協議の対象とする。
- 6) 本工事で施工上必要な官公庁への手続きは、受注者の負担において行うものとする。なお工事完了後においても、本工事に伴うものについては同様とする。
- 7) 使用材料で試験結果を必要とするものは、「使用材料承諾願い」を提出する際に受注者の負担において公的機関で実施された報告書等を添付するものとする。
- 8) 工事に先立ち、現場内外における隣接施設の状態を調査及び写真撮影等を実施し、現状を充分把握すること。万が一、汚損や損壊を与えた場合は、受注者の負担にてすみやかに原状の復旧を行うものとする。
- 9) 工事により発生する産業廃棄物は勿論のこと、現場から搬出される一般ゴミについても那覇市の規定に従った分別を行い、リサイクル処理に努めなければならない。
- 10) 工事期間中は施設の運営上支障のないように、施設管理者と十分な打ち合わせの上、安全管理を行うものとする。
- 11) 資材等の搬入搬出等の大型車両の通行については、一般車両や歩行者の通行の妨げとならないよう安全管理を行うものとする。

- 12) 資材、発生材等の運搬にあたっては、過積載とならないように、安全管理を十分に行うこと。また、運搬時の落下物等の荷崩れ及び飛散防止のため、シートその他のもので覆う等の対策を行うこと。
- 13) 公共建築工事標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法による。
- 14) 本工事において、当該施設の電気、水道、排水施設等を使用する場合は、事前にこども教育保育課職員と協議を行うこと。
- 15) 工事に関し疑義が生じた場合は、監督員の承諾を得たうえで施工を行うものとする。
- 16) 工事完成後の管理  
受注者は、工事完成後から引渡日まで適正に管理すること。なお、引渡日まで発見された本工事に起因する欠陥等は速やかに修復すること。

17) 提出書類

- |                         |               |
|-------------------------|---------------|
| 1. 着手届                  | 着手日・届出日は工期初日  |
| 2. 現場代理人等届（資格証明書添付）     | 契約締結後7日以内     |
| 3. 工事工程表（全体・その他協議による）   | 契約締結後14日以内    |
| 4. 使用材料承諾願              | 使用する14日前まで    |
| 5. 工事打ち合わせ記録等           | （必要に応じて）      |
| 6. 材料納品書                | 工事完成時         |
| 7. 各種保証書                | 工事完成時         |
| 8. 産業廃棄物マニフェスト（A、E票の写し） | 工事完成時（必要に応じて） |
| 9. 工事写真※（着手前・着工中・完成時）   | 工事完成時         |
| 10. 完成図※（観音開き A3版2部）    | 工事完成時         |
| 11. 完成届                 | 工事完成時         |
| 12. 引渡書                 | 検査合格後すみやかに    |
| 13. その他、監督員より特に指示されたもの  |               |

※ 10については、設計図を完成時の状態に修正した図面を作成し監督員の確認を得ること。

7 暴力団員等による不当介入の排除対策

- 1) 暴力団員等による不当介入の排除対策

受注者は、当該工事の施工に当たって「那覇市発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書（平成23年1月12日）に基づき、次に関する事項を遵守しなければならない。なお、違反したことが判明した場合は、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。

ア 暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署等に被害の届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。

イ 暴力団員等から不当要求による被害又は工事妨害を受けた場合は、速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署等に被害の届出を行うこと。

ウ 暴力団員等に対する排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。

## 2) 暴力団排除措置要綱に基づく排除措置かん

ア 受注者（落札者）は、暴力団関係者を市発注工事等から排除するため、（別紙3）の誓約書兼同意書（元請負者用）をこども教育保育課へ提出しなければならない。

イ 受注者は、当該工事契約等関連の中で、直接の発注者又は雇用者（以下「直近上位発注者」という。）に対し「1次及び2次下請以下の全ての下請負契約者及び日雇労働者は、直近上位発注者に誓約書兼同意書（下請用）を提出しなければならない」旨の義務を課さなければならない。

ウ 受注者は、直近上位発注者に対し、誓約書兼同意書（下請用）を提出しない者と、下請負契約等を締結してはならない旨の指導をしなければならない。

エ 受注者は、その旨全ての当該工事関連者に周知しなければならない。

## 8 その他

### 1) 建設廃棄物の取り扱いについて

ア 工事中に発生する建設廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の関係法令に基づき、適切に処理しなければならない。

イ 本工事により発生する建設廃棄物は、原則として再資源化するものとし、「沖縄県土木建築部における公共建設工事の分別解体等・再資源化等及び再生資源活用に関する実施要領」に基づき、建設廃棄物を工事現場から搬出する。その場合の再資源化施設は、原則として、沖縄県リサイクル資材評価認定制度認定資材（ゆいくる材）の認定を受けた施設とする。

ウ やむを得ない事情により、再資源化が困難な場合は、監督員等と協議を行うこととし、その協議の結果、最終処分を行う場合において、県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物は、産業廃棄物の処理に係る税（沖縄県産業廃棄物税）が課税されるので適正に処理

すること。

- 2) 資材・廃材等の数量は、材料検査簿・材料搬入簿・廃材搬出簿・伝票等及び工事写真で確認できるようにする。
- 3) 施工にあたり搬出入経路、仮設計画について十分に検討し、周辺地域及び現場内の安全を確保すること。
- 4) 受注者は、工事完成後においても、発注者から本工事に関する資料提供、調査依頼又は会計検査等の協力の申し出があった場合は、この求めに応ずるよう努めるものとする。
- 5) 落札業者は、早急に契約手続きを行うよう努めるものとする。
- 6) その他の必要な事項については、監督員との協議、指示によるものとする。